別表十四㈨付表一を別表十四㈩付表一とする。

別表十四㈨の表中

特定資産譲渡等損失額からの控除額（別表十四(九)付表一「5」又は「10」）	
特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（(3)又は(別表十四(九)付表二「6」)）－(4)	

を

特定資産譲渡等損失額からの控除額（別表十四(十)付表一「5」又は「10」）	
特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（(3)又は(別表十四(十)付表二「6」)）－(4)	

に改め、同表を別表十四㈩とする。

別表十四㈧を別表十四㈨とし、別表十四㈦を別表十四㈧とし、別表十四㈥付表三を別表十四㈦付表三とする。

別表十四㈥付表二の表中

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による損失の額（別表十四(六)「9」）	
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による利益の額（別表十四(六)「10」）	

を

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による損失の額（別表十四(七)「9」）	
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による利益の額（別表十四(七)「10」）	

に、

(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による損失の額（別表十四(六)「12」）	
(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による利益の額（別表十四(六)「13」）	

を

(1)の損失	
(1)の利益	

期間における特定保有資産の譲渡等によるの額（別表十四(七)「12」）	
期間における特定保有資産の譲渡等によるの額（別表十四(七)「13」）	

に、

時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「6」－「7」）	21	

を

時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(七)付表三「6」－「7」）	21	

に、

簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「7」－「6」）	24	

を

簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(七)付表三「7」－「6」）	24	

に、

時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「6」－「7」）	30	

を

時価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(七)付表三「6」－「7」）	30	

に、

簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(六)付表三「7」－「6」）		

33	

を

簿価純資産超過額（当該関連法人の別表十四(七)付表三「7」－「6」）	33	

に改め、同表の記載要領第11号中「別表十四(九)付表二「12」」を「別表十四(十)付表二「12」」に改め、同表を別表十四㈩付表11とする。